

# 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）の概要

（平成29年7月31日施行）

※ 経済産業省資料を基に作成

## 1 法律の考え方

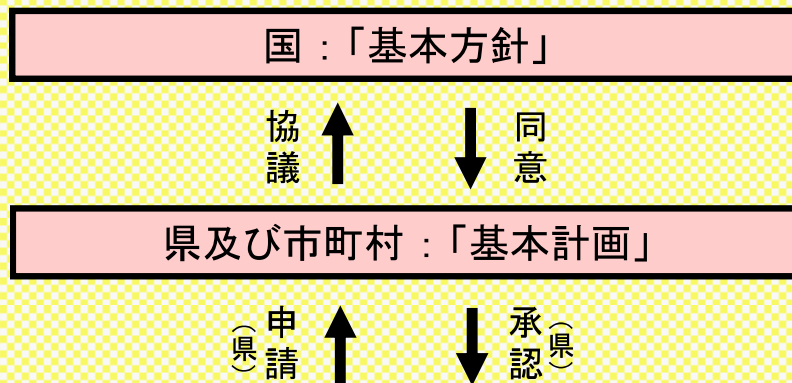
地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図る。

## 2 対象業種

製造業のみならず、非製造業（観光業などのサービス業等）を含む幅広い業種

## 3 スキーム

地域経済牽引事業計画の承認（県）を受けた企業を支援



事業者等：「地域経済牽引事業計画」

<申請主体> ①民間事業者 ②官民連携型

<要件> 地域の特性の活用、高い付加価値の創出、地域の事業者に対する相当の経済的効果

<主な支援措置> 国税の課税の特例（地域未来投資促進減税）  
（特別償却（最大40%）又は税額控除（最大4%））

- ・設備投資額2,000万円以上
- ・国から先進性についての確認が得られたものなどの適用要件あり。